

商工連ながの

2020.11
VOL.382

- 商工会法施行60周年記念式典開催
～ SDGs推進と地域経済活性化の旗振り役として～
- 県議会産業観光企業委員会との懇談会
- 長野県SDGs推進企業登録制度登録
- 新型コロナウイルス感染症支援策情報
- 自社農園を活用したオリジナル商品の
開発による新たな事業展開
八ヶ岳グレイスホテル 中小企業の新たな事業活動
- 商工会の存在価値を高めるために
阿南町商工会 商工会はいま-Vol.120

- 経営改善計画のその後
経営ワンポイントアドバイス
- 情報取得手続の新設、財産開示手続の見直し
法律ワンポイントアドバイス
- 先代社長から受け継いで
麻績村商工会 この人に注目-Vol.124
- ふたつのアルプスが見えるまち-飯島町-
飯島町商工会 ふるさと紹介-Vol.34
- 小規模企業共済制度、経営セーフティ共済

60

商工会法施行60周年記念
長野県商工会連合会



長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
<http://www.nagano-sci.or.jp/>
shokoren@nagano-sci.or.jp

秋の紅葉と北アルプス

小川村は村内各所から雄大な北アルプス連峰を望むことができます。写真の中央奥に望む山は鹿島槍ヶ岳です。「日本で最も美しい村」連合に加盟しており、その自然豊かな景観は「にほんの里100選」「信州サンセットポイント百選」にも選ばれています。

(小川村商工会)

商工会法施行60周年記念式典開催

「SDGs推進と地域経済活性化の旗振り役として」

商工連では8月31日ホテルメトロポリタン長野で、商工会法施行60周年記念式典を開催しました。式典は、新型コロナウイルス感染症対策として規模の縮小、ソーシャルディスタンスに配慮しての開催となりましたが、阿部守一長野県知事はじめご来賓、県下商工会長併せて200名以上が出席しました。

式辞で商工連柏木会長は、新型コロナウイルス感染症による景況の悪化により、小規模事業者が苦境に立たされていることに関して、行政機関が様々な施策を講じ、商工会役職員がそれを事業者へ届けるために尽力していること、事業者も事業継続に必死になつて取り組んでいることを労いました。また、商工会法施行50周年以降の10年間の歩みに触れ、地震や台風等の自然災害による経済への影響とともに、商工会の役割が変化していると述べました。

続いて阿部守一長野県知事は、自らが生まれた昭和35年（1960年）に施行された商工会法を「共に歩んできた」とものとして60年を高度経済成長、バブル崩壊、リーマンショック等を例に振り返り、地域経済がここまですでに発展したのは商工会の皆様の尽力の賜物だと話しました。

また、現在の新型コロナウイルス感染症対策について、小規模事業者が厳しい経営環境下であることに触れ、県としても様々な支援策を講じているので経済・社会活動と感染防止対策は是非両立してほしい、そのために商工会の役割はより一層大きくなるだろうと期

待の言葉を述べました。

さらに、50周年以降の10年の商工会・商工連の足跡を田中副会長が振り返ったうえで、現在は新型コロナウイルス感染症によりリーマンショック以上の景気後退を余儀なくされているが、商工会は関係機関と協力し、苦難を乗り越え未来を見つめさらに前進すると述べました。

引き続き、商工会組織運営に長年多大なる尽力をいただいた商工会役職員に対して、県知事表彰、県連会長特別表彰を行いました。

最後に、「新型コロナウイルスに負けない商工会宣言」が採択されました。



知事表彰を受章する品田小海町商工会長

県内の産業振興を図る

ー 県議会産業観光企業委員会との懇談会ー

県内の産業振興を図るため、10月1日（木）に県議会産業観光企業委員会（県議会常任委員会のひとつ）と商工連正副会長の懇談会を長野市「ホテル国際21」で開催しました。



県議会産業観光企業委員会との懇談会ー中央（起立）は埴橋県議会産業観光企業委員長ー

商工連からは(1)商工会の概況
(2)商工会マスタープラン (3)新型コロナウイルスの状況と支援について説明をしました。

懇談会では新型コロナウイルスによる事業者への影響、プレミアム商品券の支援策等について意見交換が行われました。

委員からは引き続き情報交換をしていきたいとの言葉がありました。



〈祝辞〉森義久
全国商工会連合会長



〈祝辞〉小池清
長野県議会議長



〈式辞〉柏木昭憲
商工連会長



〈祝辞〉阿部守一
長野県知事



宣言を説明する
中村専務理事



10年間のあゆみを振り返る
田中副会長



〈祝辞〉服部宏昭 県議
商工会議員懇談会長



〈祝辞〉北村正博
長野県商工会議所連合会長



「3密」を避けて開催した商工会法施行60周年記念式典

長野県商工会連合会 長野県SDGs推進企業登録制度登録決定！

令和2年7月31日付で長野県SDGs推進企業登録制度第5期登録企業に商工連が登録されました。

今後商工連のSDGs達成に向けた重点的な取り組みは、(1)各商工会職員の人材育成による地域振興と経済の活性化 (2)事業者の企業力強化 (3)温室効果ガス排出量削減等です。「社会」、「経済」、「環境」の3側面からSDGs達成を目指し、商工会や会員事業者等と協力し取り組んでいきます。



上段右から2番目が商工連中村専務理事

概要

一般型：補助率 2/3 (最大50万円補助) 受付締切日：令和3年2月5日(金)
 コロナ特別対応型：助成率2/3又は3/4(最大100万円助成) 受付締切日：令和2年12月10日(木)
 + 上記補助金に「事業再開枠」で新型コロナウイルス対策にかかる費用を上乗せ補助(定額)
 ※申請には書類作成等準備が必要です → **お近くの商工会までご相談ください**

日本政策金融公庫等による融資 「コロナ特別貸付」
 ※特別貸付等に係る「特別利子補給制度」
 事業規模等に応じた売上高の減少要件を満たした事業者に対して
3年間の利息相当分が一括して助成されます
 民間金融機関による融資 「セーフティーネット4号・5号」 他
 (信用保証付融資でも当初3年間金利負担)

中小法人：最大200万円、個人事業者等：最大100万円を給付
 ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者が対象
 令和2年1～3月創業の方も対象

家賃の6ヵ月分を給付(中小法人：月100万円、個人事業者等：月50万円が上限)
 中小法人：最大600万円、個人事業者等：最大300万円を一括給付
 令和2年1～3月創業の方も対象 ※前年同月比の売上減少率等、要件があります

事業活動の縮小等で、解雇等を行わずに休業を要した場合、休業手当等が一律
 10/10助成(中小企業等) 対象労働者1人1日当たり、15,000円を上限で助成
 対応期間：令和2年12月31日(木)まで ※オンライン申請も可能

国税の特例猶予 ※納期限までに申請が必要です
 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1ヵ月以上)において事業収入が
 減少(前年同期比20%以上)の場合、1年間納税猶予

固定資産税等の減免(令和3年度の課税分) ※申告期限：令和3年1月31日(日)
 事業用家屋及び設備等の償却資産に係る固定資産税等が減免されます
 申告には商工会等の確認書が必要です → **お近くの商工会までご相談ください**

QRコード



長野県商工会
連合会HP



経産省HP



厚労省HP



国税庁HP

コロナ関連HP一覧 (各QRコードのURL)

- <http://www.nagano-sci.or.jp/jizokuka/> (長野県商工会連合会HP 小規模事業者持続化補助金専用ページ)
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html> (経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連HP)
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html (厚生労働省 雇用調整助成金HP)
- <https://www.nta.go.jp/> (国税庁HP)
- <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html> (長野県HP 中小企業者向けポータルサイト)

要 件

販路開拓に
取り組みたい

事業継続のための
運転資金が心配

売上が半減した

テナント家賃・借地
賃料等の支払いが困難

雇用を継続したい

納税や申告が困難

支 援 策

小規模事業者
持続化補助金

実質無利子
無担保融資

持続化給付金

家賃支援給付金

雇用調整助成金

国税の特例猶予・
固定資産税等の減免

長野県の支援策等

長野県中小企業融資制度「経営健全化支援資金」
その他給付金・助成金・補助金・県税の特例猶予 等



長野県HP

※新型コロナウイルス感染症に係る様々な支援策について紹介しておりますが、情報の詳細はHP等でご確認ください。
(各QRコードまたは右記URLから確認が可能です。)
また、県内の商工会で相談窓口を設置しておりますので、お気軽にお問い合わせください。



ハケ岳グレイス農園

自社農園を活用した オリジナル商品の開発による 新たな事業展開

ハケ岳グレイスホテル 南牧村商工会

南佐久郡南牧村野辺山217-1 TEL.0267-91-9515

標高1375m、ハケ岳東麓の野辺山高原に位置する「ハケ岳グレイスホテル」は、全客室からハケ岳連峰を望むロケーションが自慢のリゾートホテルです。

また、日本三選星名所に選出された抜群の環境下で、当社の星ソムリエが「星空案内人」として毎晩開催している「星空観賞会」や、安心・安全にこだわった自社農園で栽培する70種類超の旬の野菜をふんだんに盛り込んだ料理、エネ

ギーの高い天然鉱石が入った湯船に浸かれる「貴宝石大浴場」も当社の自慢です。中でも、「日本一うまい野菜」を目指し、土づくりから細部にまでこだわり栽培・提供している自家製野菜のサラダバイキングは特に人気を博しており、開業以来、年間を通じて当社の主力サービスとなっております。

しかし、栽培の過程では、農業の宿命ともいえる見栄えや虫害等の問題により



ハケ岳グレイスホテル

お客様へ提供することができない野菜が多数できてしまいます。その野菜たちを無駄にすることなく有効活用し、当社のイメージアップや周知に繋がるオリジナル商品の開発は私共の長年の悲願でありました。

また、冬季は県内トップクラスの寒冷地であるため、野菜を栽培することができず、お客様からも「残念」とのお声をいただくことも増えておりました。

近年、健康志向の高まりにより、ヘルシーで体に良いイメージの野菜や果樹は、老若男女を問わず需要が高まっております。

年間を通じてお客様のニーズを満たしつつ、野菜や工数のムダを削減することにより経営基盤の強化へと繋げていく。そんな当社の想いを具現化させるための



太陽と星のオリジナルドレッシング

足掛かりとして今般取り組んだのは、「自家製野菜＋りんご」いわゆる農工商連携によって生み出す、年間供給が可能な当社オリジナルの商品開発でした。

りんごは信州を代表する果樹であると共に、組み合わせる野菜によって様々な栄養価を得られるため、自社の多種多様な野菜たちと合致していること、野菜の持つ青々しさを和らげ、苦手意識を持つ方への積極的なアプローチが可能となること等を背景に、現在市場に数多く出回っている商品とは違った、新しい味わいであり、機能性にも優れることを意とした、当社の農園ブランド「太陽と星」の想いを具現化した2種類の「オリジナルドレッシング」を誕生させました。当社の野菜、信州のりんごの魅力がダイレクトに伝わる自慢の逸品です。

是非「ハケ岳グレイスホテル」へお越しください。

商工会の存在価値を 高めるために

阿南町は県最南部の愛知県との県境に位置し、人口は約4500人で過疎化と少子高齢化による人口減少が町の大きな課題となっています。

阿南町商工会もこの人口減少による、町内での消費減少等により、小売業者等の廃業による会員数減少が大きな課題です。

このような状況で、平成30年度に始まった「商工会中期マスタープラン目標達成評価表」の目標設定において、「何のための目標か」を追求し、結論として、商工会が今以上に地域や会員に対しての存在価値を高めていかなければいけないという結論に達しました。そのための具体的な数値目標がこの「目標達成評価表」であり、阿南町商工会の5年間の行動計画（アクションプラン）であることを確認しました。

この行動計画を達成するために、大きな柱を二つ掲げました。一つ目は阿南町と連携し、会員のための事業を今以上に展開すること、二つ目は地域（阿南町）のためになる何らかの新しい事業の展開でした。

一つ目の会員のためになる事業は、町から補助金をいただいて隔年で実施していた「プレミアム商品券事業」です。プレミアム率が10%と近隣町村より低いことから、町へ強力な要望を行い、平成31年度（令和元年度）はプレ

ミアム率20%の商品券3000万円（事業規模3600万円）を令和元年10月の消費増税時に合わせて発行しました。消費喚起に繋がりが会員事業者と多くの町民から喜ばれました。今年度は6月末でキャッシュレスポ

イント還元が終了することで実質負担増となり町内消費へ影響がある可能性が大きいことから、同様に要望を行い、プレミアム率20%・4000万円（事業規模4800万円）の商品券事業を実施することになりましたが、新型コロナウイルスの会員事業所へ及ぼす影響を考慮し、事業を前倒しして5月から開始しました。

また、新型コロナウイルス感染対策会議が町で開催されたときも、商工会として「商品券事業」が会員と町民への支援策として最善策であることを強く訴えました。その結果、5月に国の10万円給付金支給と同時に全町民へプレミアム商品券とは別に2万円の商品券の配布が行われました（事業規模9000万円）。これには会員事業者も町民にも本当に喜ばれ、商工会として町へ要望した成果が出たものと感じています。

二つ目の地域のためになる事業ですが、今年度から町内の小中学校と教育委員会と連携して、「お仕事体験会」を夏・冬合計2回開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。来年度もう一度チャレンジします。

商工会を取り巻く環境は厳しい状況ですが、どうやって生き残っていくかを常に考えて、実践していきたいと思っています。

新型コロナウイルス対策特別給付事業

**あなん生活応援
商品券
取扱店**

見本

あなん生活応援商品券
¥1,000

使用期間
令和2年5月19日(火)～
令和2年8月31日(月)

**あなん共通商品券
取扱店**

あなん共通商品券を
お使いください!!

見本

あなん共通商品券
¥1,000

20%お得です!

【使用期間】
令和2年5月1日(金)～令和2年10月31日(土)

あなん共通商品券

あなん生活応援商品券



商工会発行商品券



価値創造コンサルティング
合同会社 代表社員
樋川 岳男 氏
(中小企業診断士・税理士)

経営改善計画のその後

平成24年8月30日に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国が認定した商工会や中小企業診断士、税理士などの専門家（認定支援機関）の支援を受けながら経営改善計画を策定する経営改善計画策定支援事業が9年目に入りました。私は、この事業に關して長野県内外のいくつかの案件を担当する機会をいただきました。少し古いデータになりますが、平成30年3月末までの全国の利用申請決定件数は15247件、長野県は487件となっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、全国において策定済みまたは策定中の多くの経営改善計画に、これから少しずつ影響が現れてくるものと思われます。

専門家に対する支払費用の2/3の補助を受けることができるこの経営改善計画策定支援事業については、開始当初から1回限りの利用とされてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、資金繰りに悩む多くの中小企業・小規模事業者を支援するため、「新制度 新型コロナウイルス特例リスケジュール」が実施されることとなり、これに合わせて経営改善計画策定支援事業の再利用が可能となりました。

この制度の対象は、次のとおりです。

- ・経営改善計画を策定し、モニタリングも完了している中小企業・小規模事業者
- ・経営改善計画を策定し、モニタリングを実施中の中小企業・小規模事業者

・経営改善計画を策定中の中小企業・小規模事業者

また、要件は「新型コロナウイルス感染症に起因して、当該感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上が前年又は前々年の同月と比較して5%以上減少していること。」となっています。気になる補助金の額は、費用総額の2/3は変更ありません。したがって、末尾の「中小企業区分の考え方」の図（「認定支援機関等向けマニュアル・FAQ」から抜粋に記載のとおり、過去の利用分及び再利用分の合計額で最高200万円（中堅規模の場合の上限300万円×2/3）となります。

外部環境がbeforeコロナの時代から思いもよらぬ方向へ一変してしまったことから、過去に策定した経営改善計画は、当時は価値のあるものであったも、今となつては「絵に描いた餅」のように無意味なものになっている場合があるかもしれません。ビジネスを取り巻く現状を的確に認識し、afterコロナの時代においても着実に経営を継続するため、この再利用の制度の活用をご検討してみ

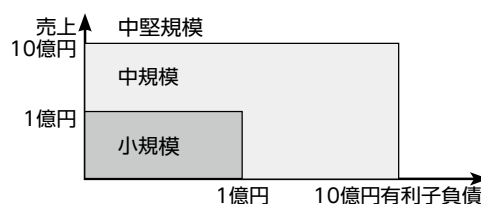
費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額（消費税を含む）は、原則として以下のとおりとしています。

中小企業の区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額（モニタリングを含む）
小規模	売上1億円未満かつ 有利子負債1億円未満	100万円以下 （うちモニタリング費用は総額の1/2以下）
中規模	売上10億円未満かつ 有利子負債10億円未満 （小規模を除く）	200万円以下 （うちモニタリング費用は総額の1/2以下）
中堅規模	売上10億円以上または 有利子負債10億円以上	300万円以下 （うちモニタリング費用は総額の1/2以下）

※平成25年7月10日以降、経営改善支援センターから受理通知を発行する申請案件が対象

また、例外として、小規模、中規模の事業者については、費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額が上記表に示した金額を超える場合（例えば、債権放棄案件に係る費用）は、利用申請書（「8.その他」の欄にその旨と理由を記載してください。

中小企業区分の考え方



てはいかがでしょうか。詳細については、当初の経営改善計画策定時に支援を受けた商工会等の認定支援機関、金融機関または長野県経営改善支援センターにご相談ください。このページをご一読いただいたことが契機となり、皆様のビジネスに一筋の光明が差し込むことを願ってやみません。



弁護士
土屋 準 氏

情報取得手続の新設、 財産開示手続の見直し

1 仕事はしっかりしたのに請負代金を払ってくれない、商品はきっちり納入したのに売掛金を支払ってくれない、といった場合には、最終的には裁判を起こす必要があります。

その裁判の結果、請負代金を支払えという判決を得たら、その金額を回収できるのでしょうか。違います。判決を得たとしても、相手が払ってくれない場合には、裁判所に対して強制執行を申し立てる必要があります。

強制執行というのは、相手の財産から強制的に回収を行う手段です。しかし、強制執行をするためには、大きなハードルがあります。それは、相手方の財産を捜す必要があるということです。

裁判所は相手方の財産を調べてくれず、自分で捜すしかありません。

相手方の財産がどこにあるか分からないということも多く、せっかく裁判で勝ったにもかかわらず、回収ができないという事案も数多くあります。

このような状況を受け、法律が改正され、情報取得手続が新設されました。

新設された情報取得手続は次のようなものです。

① 金融機関から預貯金債権や上場株式、

国債等に関する情報を取得（令和2年4月1日から開始）

② 登記所から土地・建物に関する情報を取得（令和3年5月16日までに開始予定）

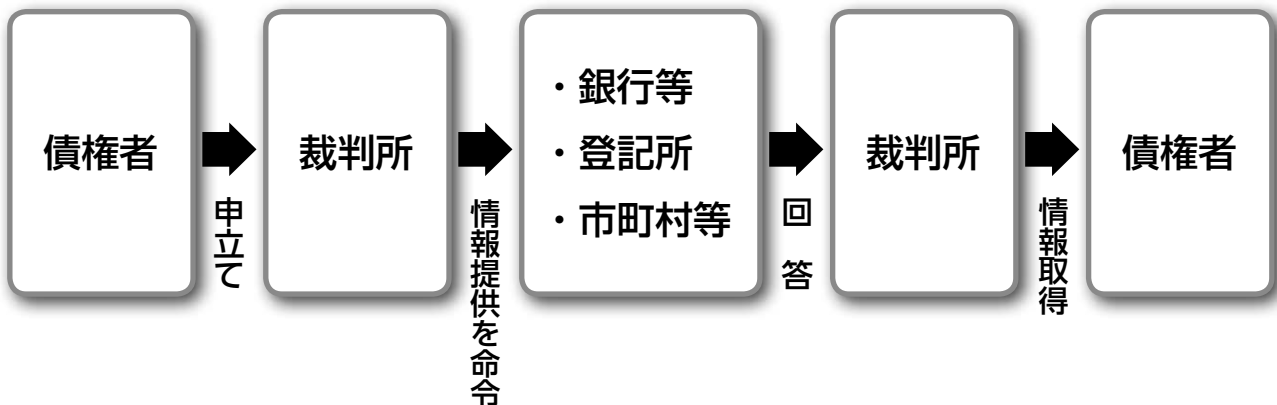
③ 市町村、日本年金機構等から給与債権（勤務先）に関する情報を取得（令和2年4月1日から開始）

※ ②については、養育費や人の生命、身体への侵害による損害賠償請求権の回収に限られます。

②、③については、申立前3年以内に後述の財産開示手続を行っている必要があります。また、①、②、③いずれも強制執行が不奏功であることが必要です。

その他細かな要件もありますので、財産が分からないが回収したいと考えている方は、お近くの弁護士事務所までご相談ください。

2 その他、財産開示手続の見直しがされました。財産開示手続は、債務者を裁判所に出現させ、自身の財産に関する情報を陳述させる手続きです。しかし、利用実績は年間1000件前後と低調でした。そのため、申立権者を拡張、不出頭の場合の罰則に懲役刑を設けるなど実効性を強化しました。



この人に注目

Vol.124

有限会社 清水工務店

代表取締役 しみず ふかし 清水 深さん
麻績村商工会



先代社長から受け継いで

清水工務店は、麻績村の中にある小さな会社で、私の父親が一代で作りました。

この父親、先代の社長は、建具、家具工事、型枠工事、鉄筋工事、鉄骨工事、土木工事、設備工事等ができ、今までに、一般住宅はもちろんのこと、神社、2階建ての鉄筋コンクリートの建物、3階建ての鉄骨工事、浄化槽、水道の水槽(配水池)工事、湖の中で釣



麻績村の駅前にある神社 明治神宮

りをするための棧橋工事、山に道を造り、FM長野、テレビ信州のアンテナのための造成、基礎工事、土木工事においては、砂防ダム工事、橋工事、スノーシェーター工事等、様々な工事をこなしてきました。また、アイディアマンでもありました。

こんな先代の社長「おやじ」は、普通の父親ではなく、父は「師匠」、私は幼い頃から「弟子」といった関係であり、いつも、「この位の事がわからぬか、バカー」、「見ればわかるだろ、バカー」、「一と言ったら、一二三四だろ、バカー」、「アと言ったら、アイウエオだろ、バカー」、「同時に色んな事をやれ、バカー」、「知らないうちに仕事をやれ、バカー」と言われながら叩き上げられました。今思えば、保育園児の時には工事現場にいたような、小学生の時に

は大型重機を運転できていたような気がします。

このような先代社長「おやじ」から会社を受け継いで、二代目の社長になり、資格も一級建築士、一級建築施工管理技士、一級土木管理技士、二級管工事施工管理技士をとり、建築工事、土木工事、設備工事等をこなし、建設業のオールランナーになってきています。

私は、学生の頃、建築の勉強をし、建築学科を卒業しているのですが、実は、土木工事(橋を造ったり、道を造ったり、砂防ダムを造ったり、測量したり)が得意です。会社的にも、公共土木工事のほう安定した収入が得られます。

色々な工事をこなせられる良さもあると思うのですが、色々な工事をやらないという良さもあると思います。今の私にはどちらが良いのかわからないのですが、考えさせられています。

私の会社では、これからの時代の流れにできるだけ乗っていくために、



麻績川にかかる橋の基礎工事

様々なIT機器を使い、どこでも即座に仕事に対応できるよう工夫すると共に、様々な工法、考え方を、



聖湖の釣り棧橋工事のための自作ドラム缶イカダ

「アと言ったらアイウエオ」と言えるよう方程式化し、いろいろなアイディアを持ちながらこれからも会社の経営をしていきたいと思っています。しかし、昔に比べ建設業の受注も少なくなっており、公共工事においては、巧妙な工事管理等で仕事が多くなっております。これらのことから、今後建設業ももっと変わっていくと予想されます。

私は、物作りの中にどっぷり染まっているので、性根を決め、しっかりとした考えを持ち、これからの時代を乗り越えていきたいと思っています。

また、この地で育ち、この地で生活し、この地に仲間がいる、こうした大切な地を仲間と共に良くしていきたいです。

有限会社清水工務店

住所／東筑摩郡麻績村麻4121-3 TEL／0263-67-2086

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介します。



Vol.34

飯島町商工会

ふたつのアルプスが 見えるまち

― 飯島町 ―

飯島町は江戸時代幕府の陣屋が置かれていた歴史のまちです。

飯島陣屋は江戸時代初め、延宝5年（西暦1677年）に設置されたといわれています。伊那郡を中心とする幕府直轄領（天領）を支配する拠点として置かれたもので、それ以来幕末に至るまで続き、明治維新以後は伊那県庁として使われました。

伊那県は、明治4年11月に廃止されましたが、飯島町は江戸時代から明治初期に至る200年近い間、信濃の国

や伊那県の政治上重要な役割を果たしていました。

そして、飯島町は、西は中央アルプス、東は南アルプスに囲まれた「ふたつのアルプスが見えるまち」として伊那谷随一の景色を有しています。特に飯島町七久保地区等から見る雪に抱かれた中央アルプスの眺望は美しいです。中央アルプスから流れ出る与田切川、中田切川などの清流が流れています。また、アルプスを眺め、四季の移ろい色濃く感じながら暮らすことのできる「理想の

陣屋

越百山

移住スポット」として注目されています。特産としては稲作や梨などの果物・野菜・花卉の栽培が盛んで、馬肉製品も有名です。

特に飯島産の果物は寒暖差が激しいため甘みが強いといわれていて、かつては梨が皇室に献上されたこともあります。また、県では信州の名水・秘水として認定し、「百を超える長寿」となるように願いをこめて命名された「越百の水」と呼ばれている水も有名で、中央アルプス越百山（標高2614m）をはじめとする周辺の山岳地帯に降り注いだ雪や雨が地中深く浸透し、長い歳月をかけて流れてきた水を汲み上げています。豊富な水量を誇り適度なミネラルを含んだ越百の水は、公園利用者をはじめ一般家庭や愛好者など多くの方々に利用されています。また、周辺にはオニヤンマなどきれいな水にしか棲めない水生昆虫が生息し、豊かな生物を育む源にもなっています。

そして、良質で豊富な水や気温差を生かした農業も盛んで、「2階建て方式」と呼ばれる営農方式は「飯島方式」と呼ばれるほど全国的なモデルになっています。

飯島町の名所である千人塚公園の千人塚城ヶ池は、飯島町七久保にあるため池で、戦国時代の北山城の空堀を利用して1934年（昭和9年）に温水ため池として造られました。中央アルプス国定公園に指定されているとともに、2010年（平成22年）3月25日には農林水産省のため池百選に選定され、観光スポットとして人気です。一級河川



千人塚城ヶ池

天竜川水系与田切川から七久保用水と横沢用水から導水した水を貯水し、下流の水田約200haの灌漑を行って、湖畔には千本桜、ツツジ、アジサイ、モミジが彩り、ツバメ、カワウ等が飛来していて、特に桜が咲く時期は絶景で、多くの観光客が訪れます。

ぜひ一度飯島町にお立ち寄り下さい。

一部引用／飯島町役場HP

飯島町観光協会HP

※2階建て方式…農用地管理と農産物生産の分業化による集落ぐるみの複合経営

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

／他にもこんな特徴があります。／

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1

掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2

貸付条件は無担保・無保証人

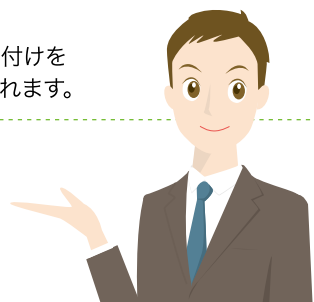
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3

掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



24時間・
365日
お問い合わせ
可能に
なりました

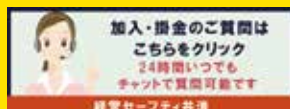
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済



検索



経営セーフティ共済



検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)